

# 沖縄公庫 経済対策の取組



平成22年3月12日

 沖縄振興開発金融公庫

# ■年末・年度末の中小企業者への資金繰り支援の強化

## ①中小企業者等の年末資金繰り支援のための取組

- 出張相談会の開催………中小企業者の年末の資金繰り相談に十分に対応できるよう、本店及び各支店において、各地区商工会・商工会議所との連携による出張相談会を開催(開催回数26回、相談件数 347件(うち条件変更の相談39件))

- マル経・衛経(小規模事業者向けの無担保・無保証貸付制度)貸付等貸出枠の増額 (単位:百万円)

資金名	事業計画額	追加額	増額後事業計画額
小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付)	7,700	3,300	11,000
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経貸付)	600	400	1,000

- ワンストップ・サービス・デイ

12/24(木)、12/28(火) 沖縄産業支援センター(那覇市)

## ②貸付条件変更等による資金繰り支援

政府の経済対策と連携した特別相談窓口開設による中小企業等への資金繰りへの積極的な支援策を推進、加えて、平成21年12月4日の中小企業等金融円滑化法(※)の施行に伴い、支援体制の一層の強化を図った。

【条件変更実施状況】

(単位:件)

平成19 年度	平成20年 度	前年比	平成20年度 (4~12月)	平成21年度 (4月~12月)	前年同期比	平成20年	平成21年	前年同期比
						12月(単月)	12月(単月)	
946	1,262	133.4%	832	1,249	150.1%	158	208	131.6%

※円滑化法にもとづく実施状況(平成21年12月4日~12月31日)

申込みを受けた債権 333件、4,482百万円(うち、実行63件、545百万円、謝絶なし、審査中265件、3,889百万円、取下げ5件、48百万円)

## ③年度末に向けた資金繰り相談の取組

- ワンストップ・サービス・デイ

2/25(木) 沖縄産業支援センター(那覇市)、3/23(火) 沖縄市民会館中ホール

- 中小企業金融合同相談会

3/3(水) 名護市産業支援センター、3/4(木) 石垣市商工会館、3/5(金) 宮古島市商工会議所会館

# 1. 貸付制度の拡充等

## (1) 独自制度（7制度）の拡充措置の取扱期間を延長

- ・取扱期間を平成23年3月末まで延長【中小企業資金・生業資金】

独自制度名	貸付期間	据置期間	貸付対象の拡充
1. 自由貿易地域等特定地域振興資金貸付	運転資金について <u>7年以内</u> → <u>8年以内</u>		
2. 沖縄特産品振興貸付		<u>2年以内→3年以内</u>	
3. 沖縄観光・国際交流拠点整備貸付		<u>2年以内→3年以内</u>	
4. 沖縄創業者等支援貸付			事業化又は新規開業後、 概ね <u>5年以内→7年以内</u>
5. 沖縄離島振興貸付			
6. 沖縄情報通信産業支援貸付		運転資金について <u>2年以内→3年以内</u>	
7. 沖縄中小企業経営基盤強化貸付		設備資金について <u>2年以内→3年以内</u>	

(注) 下線部分(    )は、既に実施済みの制度拡充部分(延長措置をしたもの)。

## (2) 設備資金貸付利率特例制度の創設

【産業開発資金・中小企業資金・生業資金・生活衛生資金】

制度内容	設備資金について、融資後2年間の貸付利率を0.5%引下げ
取扱期間	平成22年9月末まで。ただし、政府の判断によって、10月以降も継続する可能性がある。

### (3) 「セーフティネット貸付」の拡充措置

#### ・雇用維持・拡大にかかる金利引き下げ措置の拡充等

#### 【中小企業資金・生業資金・生活衛生資金】

	経営環境変化対応資金			金融環境変化対応資金			取引企業倒産対応資金	
	中小	生業	生衛	中小	生業	生衛	中小	生業
融資対象者	社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方			金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方や、 <u>国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方</u>			関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方	
資金使途	運転資金、設備資金		運転資金	運転資金、 <u>設備資金</u>		運転資金	運転資金	
貸付限度額	7億2,000万円	4,800万円	5,700万円	別枠 3億円	別枠 4,000万円	別枠 4,000万円	別枠 1億5,000万円	別枠 3,000万円
貸付期間 (据置期間)	運転：8年以内(3年以内) 設備：15年以内(3年以内)	運転 ：8年以内 (3年以内)	運転 ：8年以内 (3年以内)	運転 ：8年以内 (3年以内)	運転 ：8年以内 (3年以内)	運転 ：8年以内 (3年以内)	運転：8年以内(3年以内)	
利 率	運転資金：基準利率 <u>ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金は、それぞれに定める利率が適用されます。</u> ①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率-0.2%」 ②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率-0.3%」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率-0.5%」 <u>※中小企業資金における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）</u> <u>※中小企業資金における公庫融資借換特例制度の貸付利率についても、上記と同様の拡充措置が取られます。</u> 設備資金：基準利率 <u>※設備資金貸付利率特例制度に基づき、融資後2年間は、「基準利率-0.5%」の利率が適用されます。</u> <u>※生業資金及び生活衛生資金における「第三者保証人等を不要とする融資」の上乗せ利率（現行0.65%）を0.3%引き下げ</u>						基準利率 <u>ただし、一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。</u>	

(注)・下線部分（\_\_）は、既に実施済みの制度拡充部分（延長措置をしたもの）。

・網掛け部分（）は、拡充を行ったもの。

## 2. 経済対策の取組

### 拡充の推移 ~セーフティネット貸付等~

平成20年 4月25日 「成長力強化への早期実施策」に基づき「セーフティネット貸付（金融環境変化対応資金）」等を拡充

7月 7日 「原油等価格高騰対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充

10月 1日 「安心実現のための緊急総合対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充

平成21年 1月30日 「生活対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充

6月15日 「経済危機対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充

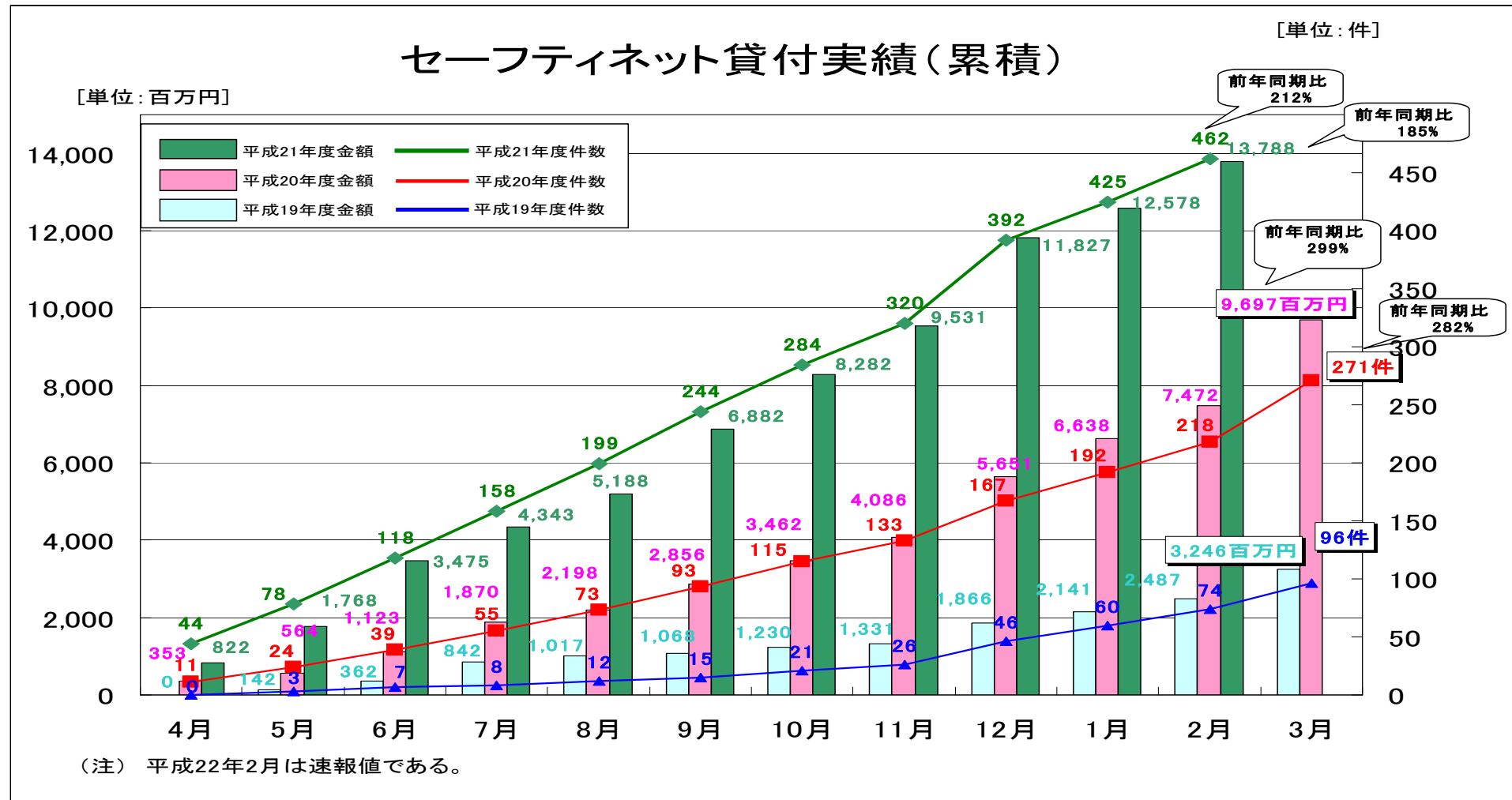
10月23日 「緊急雇用対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等の活用の促進

平成22年 2月15日 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」等を拡充

### 3. 貸付制度の活用

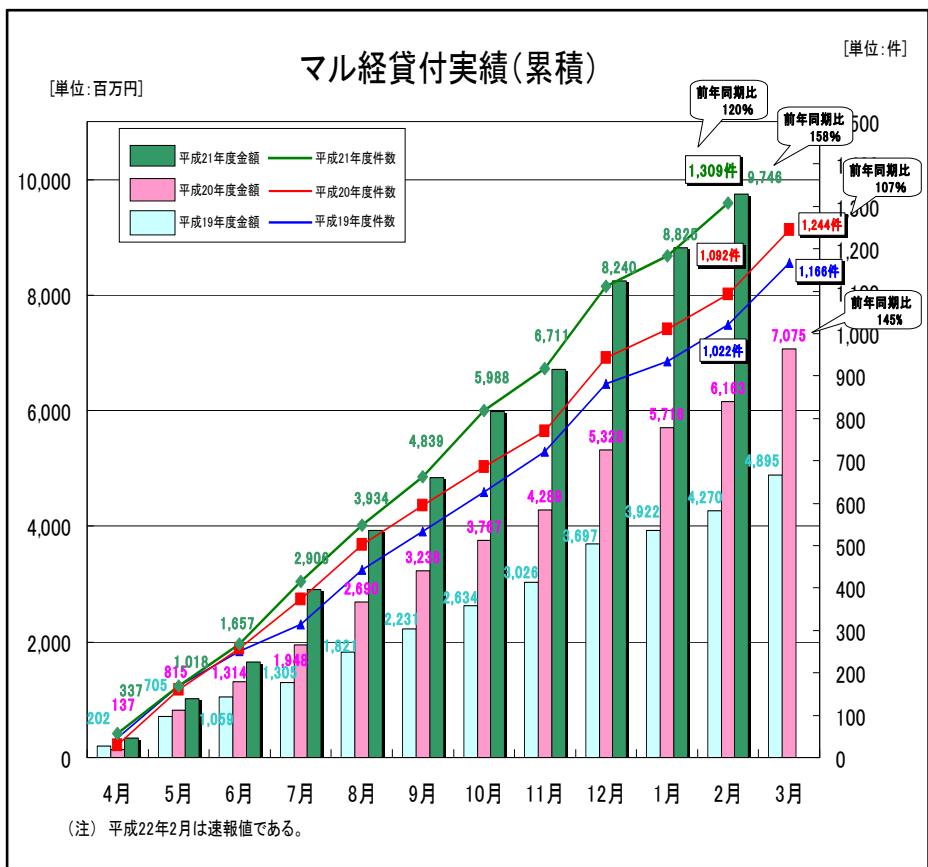
#### (1) セーフティネット貸付

～機能強化により前年比1.9倍と大きな伸び～

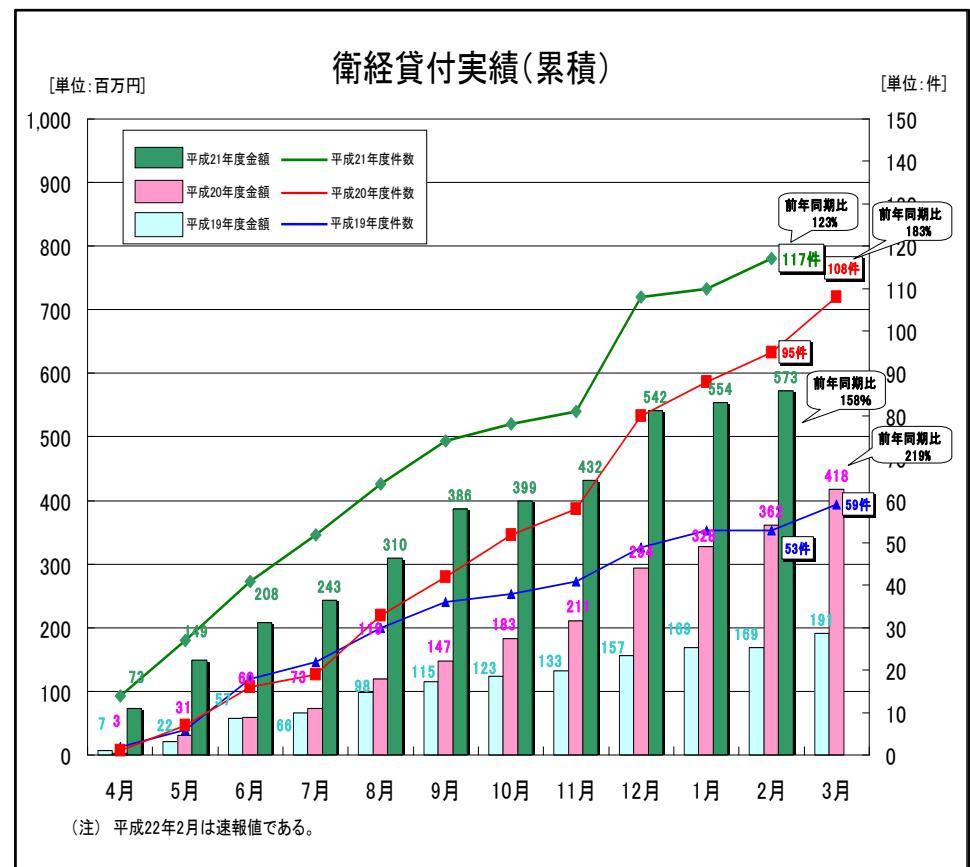


## (2) 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経貸付） ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経貸付）

### 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経貸付） ～商工会との連携を強化し、前年比1.6倍～



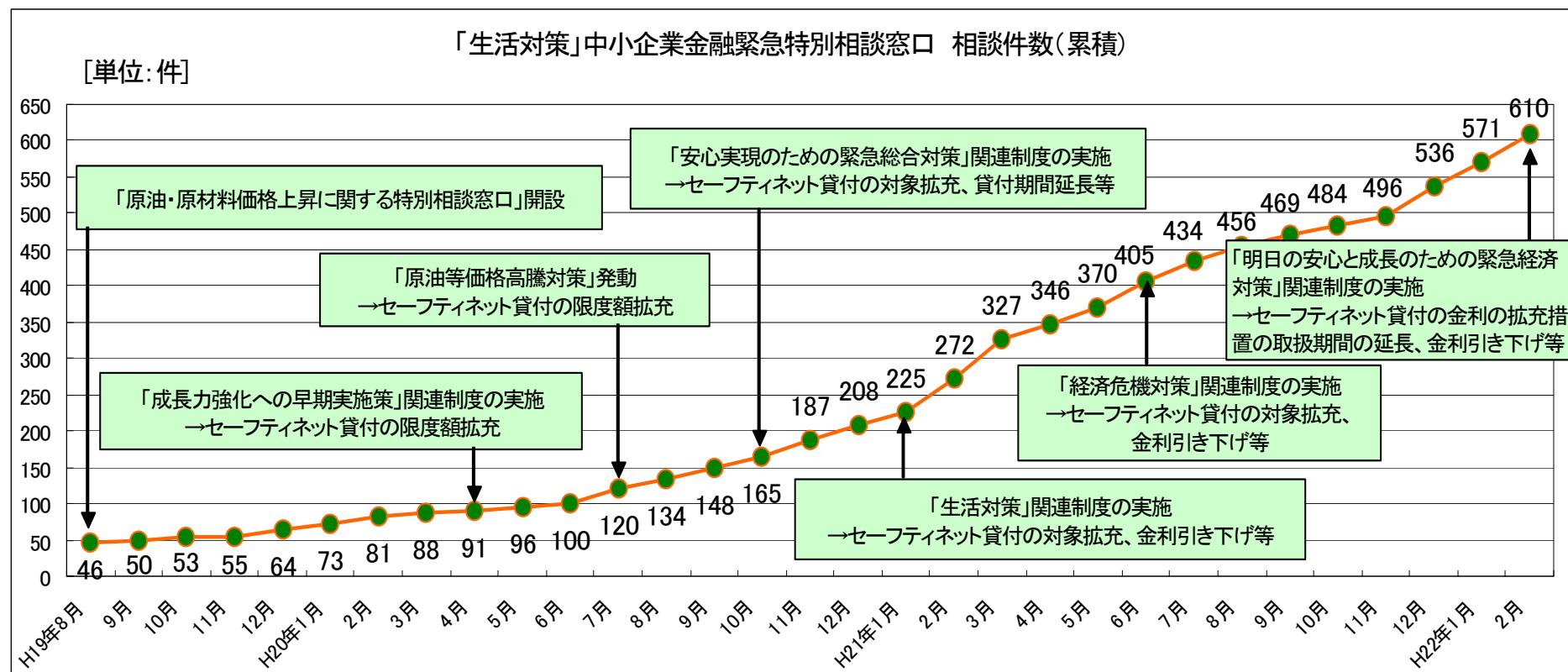
### 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経貸付） ～飲食店向け融資増により、前年比1.6倍～



# 4. 窓口相談等の強化

## (1) 「生活対策」特別相談窓口の開設

- 平成19年8月13日 「原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口」を開設  
⇒平成20年9月24日 「『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別相談窓口」に改組・設置
- 平成21年1月30日 「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」に改組・設置**



## (2) その他特別相談窓口の開設

- 平成21年 4月24日 「中堅企業等緊急特別相談窓口」を開設

実績  
(2月末現在)

相談6件、申込5件・139億5,000万円、融資6件・39億5,000万円

- 平成21年 5月22日 「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」を開設

実績  
(2月末現在)

相談23件(うち条件変更9件)、申込6件・5,860万円、融資6件・5,860万円、条件変更13件・5億588万円

- 平成21年10月30日 「豚肉価格の下落に係る特別相談窓口」を開設

実績  
(2月末現在)

相談14件(うち条件変更2件)、申込2件・3,300万円、融資2件・3,300万円

- 平成22年 1月20日 「日本航空関連相談窓口」を開設

開設理由

(株)日本航空等に係る会社更生法適用の申請受理及び(株)企業再生支援機構の支援決定を受け、関連する中小企業者等の相談に応じるため

実績  
(2月末現在)

なし

# (参考)セーフティネット貸付の拡充推移

		貸付条件の概要 (平成20年4月1日現在)	成長力強化への 早期実施策 (平成20年4月25日)	原油等価格 高騰対策 (平成20年7月7日)	安心実現のための 緊急総合対策 (平成20年10月1日)	生活対策 (平成21年1月30日)	経済危機対策 (平成21年6月15日)	明日の安心と成長のための 緊急経済対策 (平成22年2月15日)
経営環境変化対応資金	融資対象	社会的な要因による業績悪化により資金繩りに支障をきたしていること 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上減少していること 等			○対象要件の緩和 ・売上高減少割合: 前期比5%以上減少 (平成22年3月末まで)			○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	融資限度額	中小 4億8,000万円(基本資金と通算)		○限度額の拡充 ・基本資金、振興資金貸付と の限度額通算を撤廃 (平成21年3月末まで)	○取扱期間の延長 (平成22年3月末まで) (中小は基本資金廃止)	○限度額の拡充(4億8,000万円→7億2,000万円) (平成22年3月末まで)		○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
		生業 4,800万円(基本資金と通算)						
		生衛 5,700万円(振興資金貸付と通算)						
	資金使途				○資金使途の追加 ・借換特例制度の創設 (平成22年3月末まで)			○借換特例制度の取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	貸付期間 (うち据置期間)	設備資金 運転資金 最長15年 (最長2年) 最長 7年 (最長2年)		○運転資金の貸付期間延長 (最長7年→最長8年) (平成22年3月末まで)				○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
		○据置期間の延長 (最長2年→最長3年) (平成21年3月末まで)						
	貸付利率	基準利率			○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成22年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 O. 1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ) ○固定金利型劣後ローン(資本性なし)を導入(中小のみ) (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成23年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 O. 1%低減-O. 2%低減 ○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)	
金融環境変化対応資金	融資対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繩りが悪化していること			○貸付対象の追加 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方 (平成22年3月末まで)			○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	融資限度額	中小 1億5,000万円(別枠) (平成21年3月31日までは2億円)		○別枠額の増額、期限の延長 ・平成22年3月31日までは3億円				○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
		生業 3,000万円(別枠)						
	資金使途	運転資金			○資金使途の追加 ・設備資金を追加 ・借換特例制度の創設 (平成22年3月末まで)			○資金使途の追加、借換特例制度の取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	貸付期間 (うち据置期間)	運転資金 最長7年以内 (最長2年以内)			○設備、運転資金の貸付期間延長 (設備: 最長15年、運転: 最長7年→最長8年) ○設備、運転資金の据置期間延長 (設備: 最長3年、運転: 最長2年→最長3年) (平成22年3月末まで)			○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	貸付利率	基準利率			○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 O. 1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ) (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成23年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 O. 1%低減-O. 2%低減 ○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)	
取引企業倒産対応資金	融資対象	取引企業等の倒産により、資金繩りに影響が出ている方など				○貸付対象者の要件を緩和 倒産企業との取引依存度: 20%以上であるもの 一間接取引によるものを含み、10%以上であるもの (平成22年3月末まで)		○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	融資限度額	中小 1億5,000万円(別枠)						
		生業 3,000万円(別枠)						
	資金使途	運転資金				○資金使途を追加 (平成22年3月末まで) 関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となるもの (平成22年3月末まで)		
	貸付期間 (うち据置期間)	最長 7年 (1年)				○貸付期間 最長7年→8年以内に延長 (平成22年3月末まで)	○据置期間 1年以内→3年以内に延長 (平成22年3月末まで)	○取扱期間の延長 (平成23年3月末まで)
	貸付利率	基準利率 ※一定の要件を満たす場合 倒産対策利率				○倒産対策利率を中小企業庁長官の指示により発動 [平成21年12月31日まで]	[平成22年6月30日までに延長]	